

## <協議事項>

### 第 2 次海上の森保全活用計画の策定について

#### 1 策定経緯と趣旨

「海上の森保全活用計画」は、「あいち海上の森条例」第 7 条に基づき、平成 19 年 3 月に策定し海上の森を愛知万博記念の森として保全していくために森林整備や森林・里山における体験学習などを行ってきた。この計画の目標年度は平成 27 年度であり、その後の将来を見据えた新たな保全活用計画が必要となっている。

こうしたことから、愛知万博の理念である「人と自然が共生する持続可能な社会」の実現に向けて、海上の森の果たす役割や取組を総合的かつ計画的に推進するため、現状に即した新たな「海上の森保全活用計画」の策定を平成 26 年度から 27 年度にかけて進める。

#### 2 計画期間

平成 28 年度（2016 年度）から平成 37 年度（2025 年度）までの 10 年間。

#### 3 計画対象区域

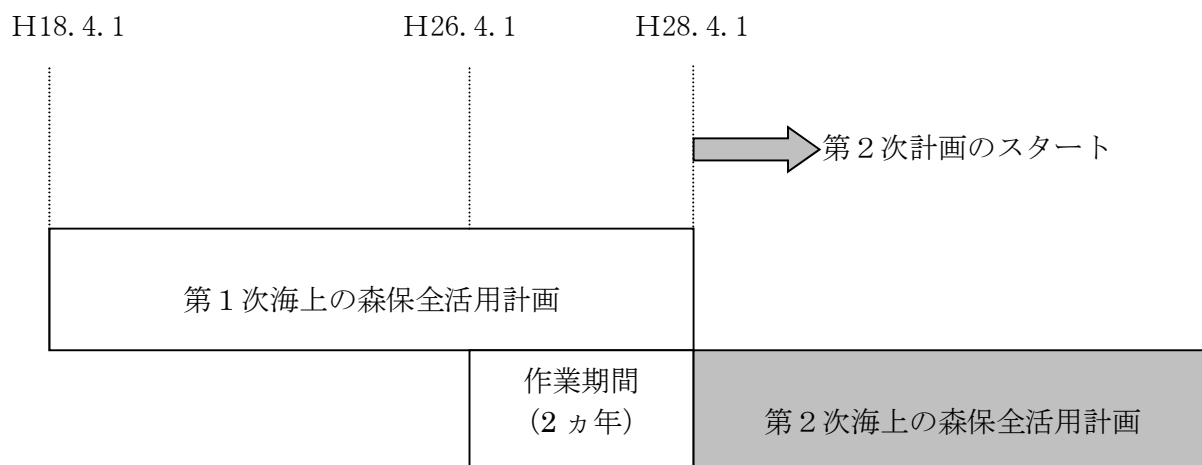
計画の対象区域は、条例第 2 条に定める「海上の森」の区域とする。

#### 4 計画の視点

- (1) 愛知万博の理念と成果を未来に向けて確実に継承する。
- (2) 海上の森を愛知万博記念の森として将来にわたり保全する。
- (3) 森林や里山に関する学習と交流の場として活用する。
- (4) 人と自然が共生する持続可能な社会づくりのモデルとする。
- (5) 多様な主体との協働・連携を推進する。

#### 5 計画策定のための作業期間

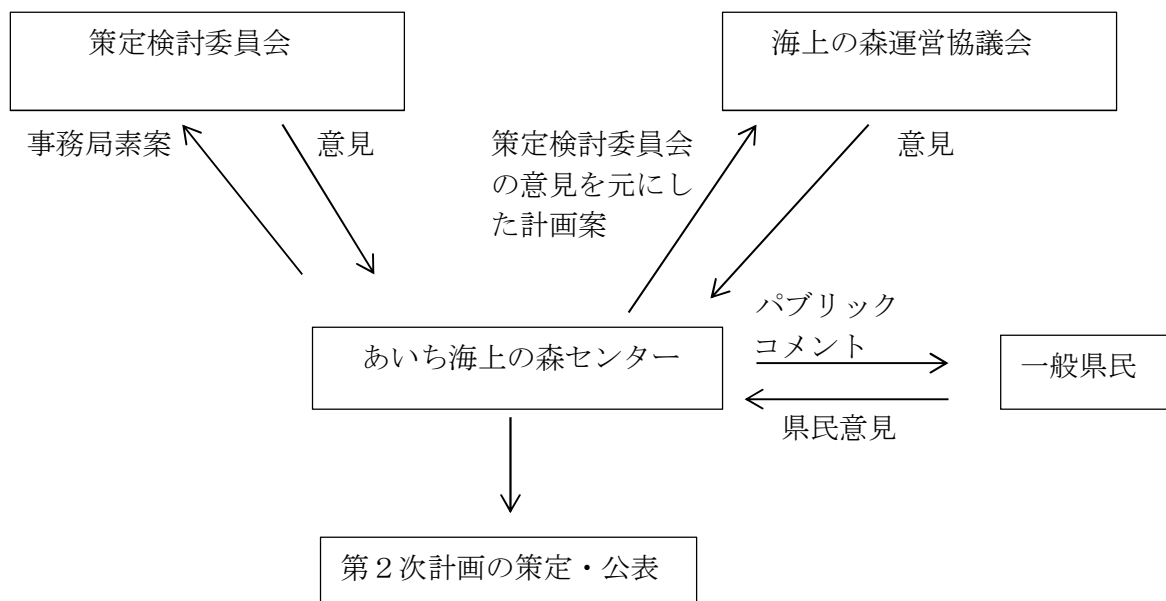
計画策定のための作業期間は、平成 26 年度～27 年度までの 2 カ年とする。



## 6 計画策定の進め方

- (1) あいち海上の森センターは、計画策定を行う主体として、計画素案の作成、アンケートや資料の調査・分析、パブリックコメントの実施等を行う。
- (2) 策定検討委員会は2年間に4回程度開催し、あいち海上の森センターが作成する計画素案に対して検討を行い、センターに意見を述べる。
- (3) 作成された計画案は、海上の森運営協議会において、内容の協議を行う。

## 7 計画策定のイメージ



## 8 策定検討委員会の委員

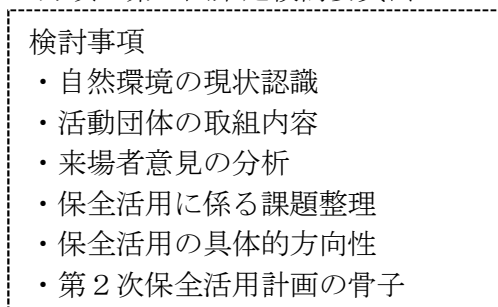
第2次の計画は、海上の森の利活用の見直しが中心となることから、第1次の検討委員会の構成員を参考に、以下の分野から選ぶこととし、委員数は6名程度とする。

- (1) 自然環境（総括）
- (2) 海上の森地権者
- (3) 環境教育（森林レクリエーション、自然観察等を含む）
- (4) 動植物生態
- (5) 県民参加組織  
特定非営利活動法人 海上の森の会のメンバー
- (6) コーディネーター  
大学の森林・環境分野の教員等

## 9 策定スケジュール

### ○平成 26 年度

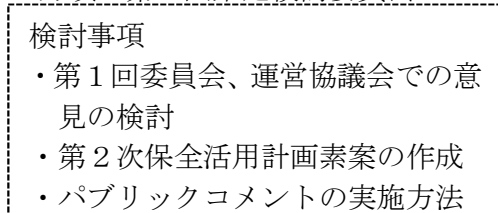
- ・ 7 月頃 第 1 回策定検討委員会



報告

・ 8 月頃 第 1 回海上の森運営協議会  
報告内容の協議・承認

- ・ 1 月頃 第 2 回策定検討委員会



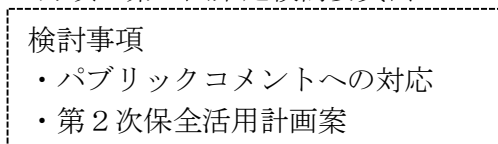
報告

・ 3 月頃 第 2 回海上の森運営協議会  
報告内容の協議・承認

### ○平成 27 年度

- ・ 5 月頃 パブリックコメントの実施

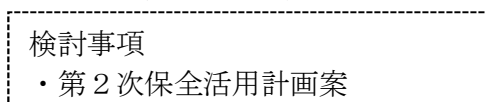
- ・ 7 月頃 第 3 回策定検討委員会



報告

・ 10 月頃 第 1 回海上の森運営協議会  
報告内容の協議・承認

- ・ 11 月頃 第 4 回策定検討委員会



報告

・ 2 月頃 第 2 回海上の森運営協議会  
報告内容の協議・承認

平成 28 年 3 月 計画策定・公表